

公立大学法人埼玉県立大学定款

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 役員等

第1節 役員（第8条－第14条）

第2節 理事会（第15条－第18条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第19条－第22条）

第2節 教育研究審議会（第23条－第26条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第27条・第28条）

第5章 資本金等（第29条・第30条）

第6章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、保健、医療及び福祉の分野における幅広い高度なサービスに対応できる資質の高い人材の養成や指導的役割が果たせる人材の確保を図るとともに、保健、医療及び福祉に関する教育研究の中核となって地域社会に貢献することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、埼玉県立大学（以下「大学」という。）を埼玉県越谷市に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、埼玉県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を埼玉県越谷市に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、埼玉県報に登載して行う。

第2章 役員等

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第18条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第15条に規定する理事会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、埼玉県規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は埼玉県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

8 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

9 監事は、法人が次に掲げる書類を知事に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他埼玉県規則で定める書類

(理事長の任命)

第10条 理事長は、知事が任命する。

(学長の任命)

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、法人に学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

- 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 5 選考会議は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 第19条第2項の経営審議会の委員（理事長及び副理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者3人
 - (2) 第23条第2項の教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者3人
- 6 前項の委員を選出するに当たっては、法人の役員又は職員以外の者（以下「学外者」という。）が含まれるようにしなければならない。
- 7 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 8 議長は、選考会議を主宰する。
- 9 第5項から前項までの規定に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

（理事の任命）

第12条 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事を任命するに当たっては、学外者が含まれるようにしなければならない。

（監事の任命）

第13条 監事は、知事が任命する。

（任期）

第14条 理事長の任期は、4年とする。

- 2 副理事長の任期は、法人の規程に定める学長の任期によるものとする。
- 3 理事の任期は、2年とする。
- 4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 5 補欠の役員（副理事長を除く。）又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に学外者であったときの第12条第2項の規定の適用については、その再任の際現に学外者である者とみなす。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第15条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第16条 理事会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第17条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第18条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見（法第78条第3項の規定により法人が知事に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。）に関する事項
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、大学院、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、次に掲げる委員10人以内をもって構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事長が指名する理事又は職員

- (4) 学外者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者
- 3 前項第3号（任命の際現に学外者であった理事に限る。）及び第4号の委員の数は、委員の総数の半数以上とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該職の任期とする。
- 5 補欠の委員（役員である委員を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

（招集）

第20条 経営審議会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

- 2 理事長は、委員の総数の2分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

（議事）

第21条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。
- 4 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議事項）

第22条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、大学院、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

（設置及び構成）

第23条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置

く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員 15 人以内をもって構成する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事又は職員

(3) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長

(4) 学外者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長の申出に基づき、理事長が任命する者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、役員である委員及び前項第 3 号の委員の任期は、当該職の任期とする。

4 補欠の委員（前項ただし書の委員を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（招集）

第 24 条 教育研究審議会は、学長が必要と認めたときに招集する。

2 学長は、委員の総数の 2 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

（議事）

第 25 条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議事項）

第 26 条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの

(2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの

(3) 大学、大学院、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの

(4) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(5) 教員の人事及び評価に関する方針及び基準に係る事項

- (6) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (7) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (8) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (9) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第27条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う教育研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 地域の生涯学習の充実に資する多様な学習機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会をはじめ国内外の発展に寄与すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第28条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第29条 法人の資本金は、埼玉県が出資するものとし、当該資本金の額は、別表第1及び別表第2に掲げる資産について、出資の日における時価を基準として埼玉県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第30条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は埼玉県に帰属する。

第6章 雑則

(規程への委任)

第31条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の

規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(最初の学長の任命等に関する特例)
- 2 法人の成立後最初に行われる学長の任命は、第 11 条第 3 項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。
- 3 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 4 第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、附則第 2 項に規定する学長の任期は、1 年とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 29 条関係)

資産の 種別	所在地	地目	地 積 (平方メートル)
土地	越谷市大字三野宮字御手作 820 番	学校用地	87, 315
	越谷市大字三野宮字新田前 780 番 1	学校用地	14, 776

別表第 2 (第 29 条関係)

資産の 種別	施設名称	所在地	構造	延べ床面積 (平方メートル)
建物	本部棟	越谷市大字三野宮字御手作 820 番地 越谷市大字三野宮字新田前 780 番地 1	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造アルミニウム板ぶき・陸屋根 4 階建	6, 920. 24
	北棟	越谷市大字三野宮字御手作 820 番地 越谷市大字三野宮字新田前 780 番地 1	鉄筋コンクリート・鉄骨造アルミニウム板ぶき 4 階建	14, 519. 75
	南棟	越谷市大字三野宮字御手作 820 番地	鉄筋コンクリート・鉄骨造アルミニウム板ぶき	15, 297. 06

		越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	4 階建	
	体育館	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄筋コンクリート・鉄骨 造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	2, 9 4 4. 7 9
	教育研修 センター	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄筋コンクリート・鉄骨 造アルミニウム板ぶき 4 階建	2, 8 5 9. 2 7
	共通施設 西棟	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄筋コンクリート・鉄骨 造陸屋根平家建	1, 4 3 1. 8 3
	共通施設 東棟	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄筋コンクリート・鉄骨 造陸屋根平家建	1, 7 1 7. 7 7
	情報セン ター	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄筋コンクリート・鉄骨 造陸屋根平家建	2, 9 7 7. 5 1
	学生会館	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄筋コンクリート・鉄骨 造アルミニウム板ぶき 3 階建	9 2 6. 6 7
	学生会館 会議室	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄筋コンクリート・鉄骨 造陸屋根平家建	9 4. 6 0
	自治会室	越谷市大字三野宮字御手	鉄筋コンクリート・鉄骨	9 4. 6 0

	作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	造陸屋根平家建	
部室 1	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄筋コンクリート・鉄骨 造陸屋根平家建	4 9 . 6 4
部室 2	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄筋コンクリート・鉄骨 造陸屋根平家建	8 2 . 3 6
部室 3	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄筋コンクリート・鉄骨 造陸屋根平家建	9 4 . 6 0
屋外倉庫	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄筋コンクリート造陸屋 根平家建	9 7 . 0 7
車庫・備 蓄庫	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄筋コンクリート造陸屋 根平家建	1 9 6 . 2 8
作業員室	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄筋コンクリート造陸屋 根平家建	1 4 8 . 2 2
グラウン ド倉庫	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄筋コンクリート造アル ミニウム板ぶき平家建	1 5 9 . 3 7

	守衛室	越谷市大字三野宮字御手 作 8 2 0 番地 越谷市大字三野宮字新田 前 7 8 0 番地 1	鉄骨造アルミニューム板 ぶき平家建	6 . 0 0
--	-----	--	----------------------	---------